

固定電話番号の 双方向ポータビリティの実現に向けた 当協会の意見

2024年11月26日

一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会
(JUSA)

1. 当協会にご説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。
2. 固定番号における双方向の番号ポータビリティが実施されると共に、固定電話番号を取り扱う卸先事業者も対象となります。当協会の会員事業者にとっても直接的な影響があります。
3. これまでの協会議論をベースにまとめた意見ご説明いたします。

当協会について

一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会



JUSA - Japan Unified communications Service provider Association

- クラウド電話の「ユニファイド通信」は次世代の電話として世界的に急速に普及が進んでいる。
- 健全な普及を業界一丸で推進すべく、2019年に12者で設立。

設立 2019年
種別 非営利
会長 近藤 邦昭
住所 東京都港区
URL jusa.jp
会員 72 者



2019/04 **協会設立**

2019/09 **反特殊詐欺の共同声明**

JUSAとJAIPA（日本インターネットプロバイダー協会）の共同声明

2020/02 **クラウド電話の標準識別音（通知音）の制定**

ウェブサイトで消費者への周知を図り、善良事業者の判別のため警察に共有

2022/06 **不適正な事業者やサービスの申告窓口の運用開始**

申告のあった事業者情報等を総務省・警察へ共有

2022/11 **総務省・警察庁・JUSAで番号停止スキームを運用開始**

TCA殿と連携し、特殊詐欺等に用いられた番号を即時停止

2022/11 **事業者向け法令遵守セミナー（第1回）**

JUSA・TCA・JAIPA・テレサ・JCTA共催。その後第4回まで開催

2023/09 **電話転送事業者向け無料相談窓口開設**

会員外の相談も受け付け、事業者の法令遵守を支援

2024/01 **能登半島沖地震の避難所へクラウド電話を設置・無料開放**

JUSA会員が企業の枠を越えて一つの電話ネットワークを構築し・提供

2024/10 **電話事業者認証機構（ETOC）を他団体と共に設立**

優良な事業者を見える化する

番号指定事業者や卸事業者にご協力いただき、安全な事業環境を目指します。

当協会の意見

番号指定事業者



1. 多くのユニファイド通信分野のサービス事業者は番号指定事業者から卸提供を受け、自社のクラウド等と組み合わせてサービス提供している。
2. 卸取引も活発で、2次以上の卸事業者も存在している。（流通業と同じく経済性や規模、交渉優位等によってサプライチェーンが形成されている。
3. 番号指定に対する困難性から、番号指定事業者（番号供給側）の交渉優位性が大きいことが特徴であり、留意が必要。

1. 利用者（消費者）利益を最大化を目指していただきたい

1. 何より利用者が「番ポ」をしやすい環境（スイッチングコストの最小化）が必要。
2. 現状の片方向番ポにおける課題が拡大する可能性に注視が必要。

2. 従来の番ポからの問題の解決に向けて

1. 利用者による契約者情報の確認を円滑にするための対策
 1. 番号を取り扱う事業者による窓口のウェブサイト公開
2. 卸元・卸先の交渉力の差に留意が必要。卸元から卸先への番ポが干渉無く円滑に実施されることが必要。

項番	論点	JUSA意見
①-1	卸電気通信役務の提供を受ける事業者を含む、全ての固定電話番号を使用した役務の提供を行う事業者に対して、番号ポータビリティの実施を原則とする旨を規定することでよいか。	賛成。 利用者保護を考えれば原則全ての固定電話番号が番号ポータビリティ可能であることが重要。
①-2	番号ポータビリティを実施しない例外については、メタル収容装置にあらかじめ登録されていない電話番号のポートインや、利用者が意識することがない公衆電話等の電話番号を想定しているが、事業者から改めて確認を行う必要がある。その上で、このような例外について、都度ガイドラインの改正を行う煩雑さを踏まえ、本ガイドラインにおいて総務省ホームページの該当URLを引用するといった方法もあり得るか。	賛成。

項番	論点	JUSA意見
①-3	利用者保護の観点から番号ポータビリティの例外は周知を行う必要があると考えるが、どのように行うことが適当か。例えば、利用者が電話番号を意識することがない公衆電話等のケースも周知することはかえって混乱を招くことにならないか。利用者にとって該当可能性があるケースに限って周知することが適当か。	賛成。 利用者にわかりやすく伝えることが重要であるため、ウェブ等で利用者向けの最低限の情報にまとめて掲示することがよい。ただし利用者から問い合わせがあった場合には詳細を示せるように、網羅性のある情報は別途用意していただきたい。
②-1	これらの消費者保護ルールについては、固定電話の番号ポータビリティにおいても当然に遵守すべきものとして、本ガイドラインに規定する方向でよいか。	賛成。

項番	論点	JUSA意見
③-1	固定電話の番号ポータビリティの実施方式については、現行の片方向の番号ポータビリティと同様、ワンストップ方式を原則とすることによいか。	賛成。
③-2	利用者の受付方法について、固定電話の番号ポータビリティの利用者の特性を踏まえ、どのような方法が望ましいか。	<p>■課題 番号を円滑にするためには、利用者が自信の契約者情報の取得を円滑に容易に行う事が必要。</p> <p>■対策 固定番号を取り扱う全事業者が自らのウェブサイト等で、回線の契約者情報の開示を行う方法（プロセスや必要な本人確認情報等）を掲示することを提案したい</p>

項番	論点	JUSA意見
④-1	<p>携帯電話では事業者負担を考慮して、対面や電話の場合については一定額の利用者負担を定めているが、固定電話では実施方法を踏まえて利用者負担料金をどのように設定すべきか。</p>	<p>以下の理由から、大きな市場シェアをもつ指定設備事業者及び番号指定事業者が不当に高額な番号ポータビリティの費用の設定、若しくは立場の弱い卸先事業者等に対して不当な干渉が発生しないよう、一定のルールや考え方を定めることが必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自らの利用者の流出を防ぐために、その立場を背景とした高額な移転手続き費用を定めるインセンティブが存在する。 2. 番号の卸供給（取引）は一般的に厳しい規制のない相対取引によって行われているのが現状。今後、双方向番号ポータビリティの開始によって、卸元事業者（番号指定事業者）からその卸先事業者へ移転する事例も発生すると想定。その際、卸先事業者による顧客の移転要求に対し、卸元事業者がその移転に対して難色を示す等、卸元の優越的地位を背景として番号移転に干渉することも懸念される。（現在の制度では事業者を跨い移転するケースが番号ポータビリティとされているため、完全に同一とは言わないものの、移転先に顧客が移動することに対して干渉されるケースが存在）。

項番	論点	JUSA意見
④-2	また、回線の工事費等も同時に発生する場合には、内訳・名目を明示することで透明性を担保できないか。	賛成。 移転費用が他の費用から切り離されて明示されることが必要ではないか。
⑤-1	事例ごとに関与する事業者の数が異なることが想定され、全体として標準的な処理期間を定めることは難しいと考えられるところ、どのような形で番号ポータビリティの迅速な実施を担保するか。（手続に関与する事業者ごとに区切って標準的な処理期間を定める等があり得るか。）	経由する事業者数が定まらないため、画一的で標準的な処理期間を定めることは現時点で困難。ただし利用者の不利益が発生する可能性もあるため、今後の実施状況を注視しながら必要に応じて議論していただきたい。
⑤-2	また、あらかじめ事業者間で手続きに必要な情報を明示しておく等、番号ポータビリティの実施に関与する事業者が、手続きに際して迅速な対応が可能になるような方策はあるか。	対象事業者数が非常に多くなることが想定される。全事業者が番号ポータビリティに関する手続きや事業者間問い合わせ先等をウェブで開示しておくことが必要。開示する具体的内容は今後議論。

参考資料

協会設立時に以下の3つを活動目標として決めました。
利用者の利益が事業者の利益と考え、活動を行っています。

1 サービスの健全な普及・促進

ICTに触れ、使ってもらう
“良い事業者・サービス”の推進

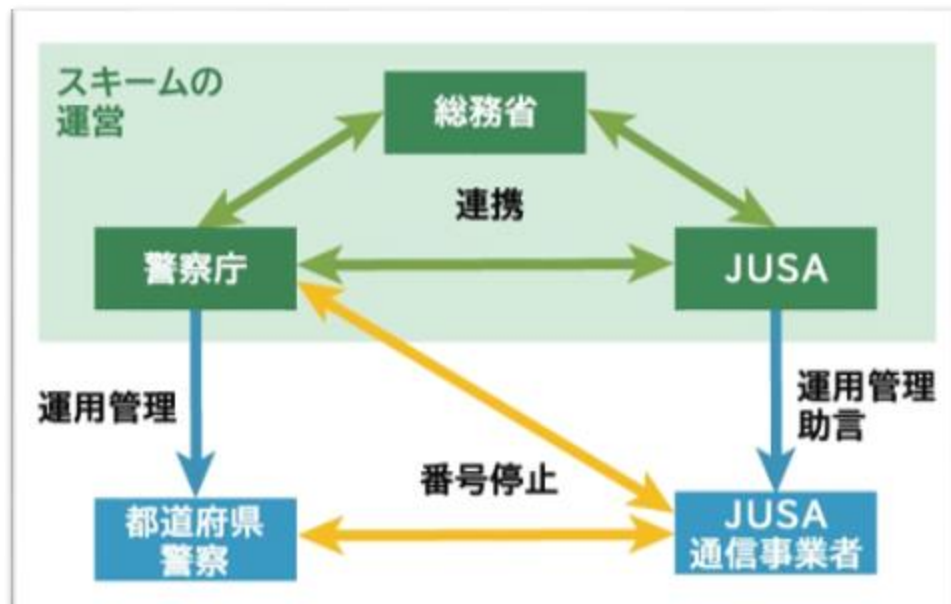
2 事業環境の整備

会員事業者のビジネスの成長を支援

3 社会問題への対処

不正利用対策・防犯への貢献
善良事業者(JUSA事業者)が活躍できる市場

総務省・警察庁・TCA殿と連携し、特殊詐欺に利用された番号を即時停止
 機微な情報を取り扱うことから加盟時の事業者確認を実施。情報管理も徹底。



報道資料

くらしの中に
総務省
 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和4年11月29日

電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等の対象事業者の拡大

総務省は、電気通信事業者による特殊詐欺[※]に利用された固定電話番号等の利用停止等について、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会に通知しました。

※ 特殊詐欺（被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいう。以下同じ。）

1 現状

令和元年9月、警察から特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の要請があった場合における電気通信事業者の対応について、一般社団法人電気通信事業者協会に通知し、令和3年11月には、電気通信事業者による特殊詐欺に利用された電話番号を利用停止等する枠組みの対象として、固定電話番号に加えて、特定IP電話番号（050番号）についても追加することとし、一般社団法人電気通信事業者協会に通知していたところです。

<概要>

(1) 固定電話番号等の利用停止

ア 都道府県警察は、特殊詐欺に利用された固定電話番号等を認知後、電気通信事業者に対し、当該固定電話番号等の利用停止を要請する。

イ 当該電気通信事業者は、都道府県警察から要請があった固定電話番号等を利用停止の上、警察庁に対し、当該利用停止を行った固定電話番号等の契約者（即先電気通信事業者を含む。）の情報を提供する。

(2) 新たな固定電話番号等の提供拒否

ありがとうございました。



JUSA
一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会